

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC (○)
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 ()

【タイトル】 拠出限度額見直し、iDeCo 加入可能年齢の引上げについて
(パブリック・コメント)

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2025年11月5日に、国民年金基金令等の一部を改正する政令案についてのパブリック・コメント（意見募集）手続きを開始しました（12月4日まで意見募集）。これは、令和7年度税制改正大綱において確定拠出年金制度の拠出限度額等の見直しをすることとされたことや、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年改正法）において、個人型確定拠出年金制度（iDeCo）の加入可能年齢の引上げを行うこととされたことを踏まえたものです。

《パブリック・コメント HP》

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250265&Mode=0>

《参考：厚生労働省、令和7年改正法 HP》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

【改正案の概要】 パブリック・コメント HP「概要」を基に以下記載

- ・国民年金基金の掛金の額の上限の見直し、確定拠出年金制度の拠出限度額の見直し及びその他所要の改正を行う。
- ・iDeCoの加入可能年齢の引上げについて、令和7年改正法において「第5号加入者」（※）が追加されたことに伴い、第5号加入者の取扱いについて新たに規定する。

- ・その他所要の改正を実施

(※)「第5号加入者」とは

令和7年改正法による改正前のDC法の規定において、iDeCoに加入することができない60歳以上70歳未満の者であって、以下のいずれかに該当する者

- ・iDeCo加入申出の日の前日においてiDeCo加入者であった者、iDeCo運用指図者であった者
- ・企業型確定拠出年金の資産のiDeCoへの移換の申出をした者
- ・確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産のiDeCoへの移換の申出をしようとする者又は企業年金連合会からiDeCoへの積立金の移換の申出をしようとする者(企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く。)

<施行期日等>

公 布 日：2025年12月下旬(予定)

施行期日：2026年12月1日(予定)

*****メール配信サービス(年金NEWS・メルマガ)*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202511-170-0355-D